

一般社団法人等による医療機関の開設について

1 2023年度第2回愛知県医療審議会（2024.3.18）

<委員意見概要>

- 一般社団法人の設立が医療法人と比べて簡単であるため、一般社団法人での医療機関の開設が増えている。**一般社団法人に対しても、何らかの審議は必要ではないか。**
- 医療法人で診療所を開設するときは、医療法人許認可部会で確認して許可しているが、**一般社団法人等が開設するときにも、確認、審議するシステムをつくりたいか。**

2 医務課の対応

(1) 愛知県医療審議会医療法人許認可部会で意見聴取

⇒国に対して要望活動を行うことなどの意見があった

(2) 厚生労働省へ要請活動（2024.7.12）・・・別添1（2ページ目参照）

3 国の動向

(1) 社会保障審議会医療部会で検討（2024.11.28）・・・別添2（3ページ目参照）

(2) 社会保障審議会医療部会の意見（2024.12.25）・・・別添3（4ページ目参照）

- 医療法では、医療機関の開設者は営利を目的としてはならないこととされているところ、昨今、一般社団法人による医療機関の開設事例が増加しており、非営利性の観点で疑義が生じている。
- 一般社団法人立の医療機関の非営利性について、**医療法人と同程度の確認が可能となるよう、開設時などにおいて新たに各種事項の届出を求めるべきである。**あわせて、自治体に対して、非営利性の確認のポイントを示すべきである。
- こうした見直しを行った上で、**一般社団法人が開設する医療機関について必要に応じて引き続き対策を検討すべき**である。

4 今後の対応

国（厚生労働省）の状況を注視し、国から示される基準や手続きに従い、対応を進めていく。

以上

5 一般社団法人等による医療機関の開設について

（厚生労働省医政局）

【内容】

昨今、一般社団法人等による医療機関の開設事例が増加しているが、一般社団法人等には、医療法上の義務や都道府県知事による指導、監督がないため、医療の質及び医療経営の透明性の確保に支障が生じるおそれがある。

については、医療機関を開設する一般社団法人等についても、役員に関する制限や事業報告の義務化など、医療法人と同等の指導、監督を行う全国統一的な新たな仕組みを構築すること。

（背景）

- 医療機関の開設者については、医療法第7条第7項に基づき、営利を目的としてはならないこととされているが、営利法人でなければ開設主体の制限はなく、昨今、一般社団法人及び一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）による医療機関の開設事例が増加しており、本県においても、2021年度は3件であったが、2022年度は7件、2023年度は15件と増加している。
- 本県では、一般社団法人等による医療機関の開設の相談があった場合には、医療機関を開設する法人として医療法上、医療法人が規定されていること、また、医師・歯科医師以外の医学的知識が十分でない者が開設・経営することによって起きる問題を未然に防止する観点から、基本的には医療法人を設立した上で医療機関を開設するよう指導している。
- しかしながら、指導に従わず、一般社団法人等での医療機関の開設許可申請がされた場合は、医療法第7条第4項の規定により、法人形態のみをもって不受理にはできないため、「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について」（平成5年2月3日付け総第5号・指第9号厚生省健康政策局総務課長・指導課長連名通知）に基づき、非営利性を慎重に確認したうえで、許可しているところである。
- 医療法人は、医療法第40条の2において、その責務として「自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保を図り、その地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう努めなければならない。」と規定されてお

り、それを担保するため、設立には都道府県知事の認可が必要であり、設立後においても、役員に関する制限や事業報告書の提出など医療法上の様々な義務が課されている。

- 一方、一般社団法人等は、設立認可がなく、登記のみで設立が可能であり、医療機関開設後においても、医療法上の義務はなく、法人に対する指導、監督を行う機関もないため、医療機関の開設を希望する法人が一般社団法人等に安易に流れ、医療法人制度の形骸化に繋がるとともに、医療の質及び医療経営の透明性の確保に支障が生じるおそれがある。また、医療法人との公平性の観点から、愛知県医療審議会においても、度々、問題視されているところである。
- そのため、医療機関を開設する一般社団法人等についても、役員に関する制限や事業報告の義務化など、医療法人と同等の指導、監督を行う全国統一的な新たな仕組みの構築が必要であると考える。

（ 参 考 ）

◇法人形態による比較

	医療法人 (医療法上の根拠)	一般社団法人等	医療法上の責務
根拠法	医療法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	—
設立 手続	知事の認可（44条） 医療審議会の意見聴取（45条）	登記のみで設立可能	医療の質 透明性
監督	都道府県知事による 検査（63条）、命令（64条）	なし	医療の質 透明性
理事長	医師又は歯科医師（46条の6）	制限なし	医療の質
役員	医療機関管理者を理事とする （46条の5）	制限なし	医療の質
義務	決算届（52条） 役員変更届（令5条の13） 定款変更認可申請（54条の9）	規制なし	透明性
業務の 制限	本来業務・付帯業務として 限定（42条）	制限なし	医療の質
非営利性	剰余金の配当禁止（54条）	法人が定款で規定 （開設許可時に確認）	医療の質 透明性

一般社団法人が開設する医療機関の非営利性の徹底について

別添2
第113回社会保障審議会
医療部会[2024.11.28開催]
資料(抜粋)

- 医療法では医療機関の開設者は営利を目的としてはならないこととされている。
- 昨今、一般社団法人による医療機関の開設事例が増加しており、非営利性の観点で疑義が生じている状況。

都道府県衛生主管部局への調査概要

時点：令和6年3月13日 回答率：95.7% (全47都道府県のうち45都府県)

社団法人・一般社団法人が開設する医療機関数(令和5年時点(平成31年比*)) * 2府県については平成31年時点のデータは不明
病院 82(+6) 内科診療所 780(+396) 歯科診療所 151(+42)

<都府県からの回答内容(抜粋)>

- 医療法人立ではなく社団法人・一般社団法人立とした理由・目的
 - ・ 医療法人の附帯業務の範囲外の福祉や研究などの事業を行う
 - ・ 経営破綻した医療法人の事業承継
 - ・ 医師会や歯科医師会が開設する場合
- 医療法人以外の法人が医療機関を開設しようとするときの非営利性の確認方法
 - ・ 定款に剰余金の配当を禁止していること、残余財産の帰属先が国等になっていることが明記されているか
 - ・ 役員名簿・履歴書から取引関係のある営利企業の役員等が過半数を占めていないか
 - ・ 開設後2年以上の事業計画書、予算書及びその根拠資料、開設趣意書等の提出を求める 等
 - ※ 開設時の非営利性の確認のための基準等を定めているのは9都府県の一部の自治体
 - ※ 監督・指導のための基準等を定めているのは3都府県の一部の自治体
- 都府県が認識した一般社団法人立の課題
 - ・ 開設後の一般社団法人に対する、定款、役員、資産等についての行政の監督機能が及ばないことから、事業報告書等の届出等を求めることが必要
 - ・ 特に、美容医療での開設が増加傾向にある
 - ・ 医療法人以外の法人が医療機関を開設する際の統一的な非営利性に関する基準が必要
 - ・ 業務に制限がないため、診療所経営に支障が生じ、医療提供の質が低下する 等

▶ 一般社団法人立の医療機関の非営利性について、医療法人と同程度の確認が可能となるよう、開設時などにおいて新たに各種事項の届出を求めることや、非営利性の確認のポイントを示すことについて検討することとしてはどうか

別添 3

2040年頃に向けた医療提供体制の総合的な改革に関する意見（抜粋）

令和6年12月25日
社会保障審議会医療部会

社会保障審議会医療部会においては、医療提供体制の改革について審議を重ねて来たところであり、これまでの議論を踏まえ以下のとおり意見を取りまとめた。

厚生労働省においては本部会の意見を踏まえ、医療提供体制の改革に必要な事項について可能なものから速やかに取り組むとともに、更に所要の検討を進め、医療法等の改正を行うなど改革に取り組み、着実にその実施を図られたい。

- ② 一般社団法人が開設する医療機関の非営利性の徹底について
- 医療法では、医療機関の開設者は営利を目的としてはならないこととされているところ、昨今、一般社団法人による医療機関の開設事例が増加しており、非営利性の観点で疑義が生じている。
- 一般社団法人立の医療機関の非営利性について、医療法人と同程度の確認が可能となるよう、開設時などにおいて新たに各種事項の届出を求めるべきである。あわせて、自治体に対して、非営利性の確認のポイントを示すべきである。
- こうした見直しを行った上で、一般社団法人が開設する医療機関について必要に応じて引き続き対策を検討すべきである。